

名古屋市公報

平成17年 7月 6日号

第613号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目次 ページ

規則

- 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第110号) 4
- 名古屋市老人保健法施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第111号) 5
- 名古屋市公債規則の一部を改正する規則 (財政・財政課) (第112号) 11
- 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則 (財政・主税課) (第113号) 12

告示

- 名古屋市那古野一丁目土地区画整理事業の換地処分公告 (住都・区画整理課) (第345号) 24
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第346号) 25
- 生活保護法による指定医療機関等の廃止 (健福・保護課) (第347号) 26
- 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第348号) 28
- 生活保護法による施術者の指定 (健福・保護課) (第349号) 31
- 生活保護法による指定医療機関等の変更 (健福・保護課) (第350号) 32
- 生活保護法による指定介護機関の指定 (健福・保護課) (第351号) 33
- 生活保護法による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第352号) 37
- 家賃算定にかかわる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第353号) 39
- 平成17年度名古屋市国民健康保険料の所得割の料率について (健福・保険年金課) (第354号) 41
- 名古屋都市計画事業日比野第1種市街地再開発事業の権利変換計画の変更について (住都・白鳥総合整備事務所) (第355号) 42
- 指定管理者の指定申請について (健福・児童課) (第356号) 43
- 指定管理者の指定申請について (健福・児童課) (第357号) 51
- 指定管理者の指定申請について (健福・高齢福祉課) (第358号) 59
- 指定管理者の指定申請について (健福・高齢福祉課) (第359号) 66
- 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正 (市経・地域商業課) (第360号) 73

選挙管理委員会告示

- 農業委員会委員選挙における不在者投票において選挙の期日の告示の日前に郵便等をもって投票用紙等を発送する日について (第27号) 75

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (第7号) 76

上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程及び名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部改正	(第17号)	78
○ 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第18号)	80
交 通 局 管 理 規 程		
○ 高速電車事故報告手続規程の一部改正	(第33号)	82
監 査 公 表		
○ 平成17年監査公表	(第7号)	83
公 告		
○ 平成17年度排水設備工事責任技術者更新講習公告	(上下水道局)	85
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	87
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	89
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	91
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	93

規 則 の あ ら ま し

- 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第 110号）
 - 1 改正内容

消防局消防部消防航空隊長の職にヘリコプターの操縦業務を行う職員が配置されることに伴い、規定の整備を行います。
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- 名古屋市老人保健法施行細則の一部を改正する規則（第111号）
 - 1 改正内容

申請及び届出の様式の簡素化等を図るため、規定の整備を行います。

(第 1 号様式から第 3 号様式、第 3 号様式の 3 から第 4 号様式の 5 及び第 6 号様式関係)

2 施行期日

平成17年 7 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市公債規則の一部を改正する規則 (第 112号)

1 改正内容

新聞による募集の公告を廃止します。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則 (第 113号)

1 改正内容

(1) 区民生活部長が徴税吏員とされたことに伴い、徴税吏員証票を新たに追加します。(第 1号様式)

(2) 平成17年 7月から、個人の市民税・県民税及び軽自動車税に加え、固定資産税・都市計画税についてもコンビニエンスストアで納税ができるようになること等に伴い、納税通知書及び納付書の様式を改正します。

(第33条、第27号様式の 2、第28号様式の 3、第51号様式、第51号様式の 2及び第52号様式関係)

(3) その他規定を整理します。(第16号様式、第17号様式、第18号様式の 2及び第60号様式関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6 月28日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 110 号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第1号中「消防局消防部消防航空隊副隊長」を「消防局消防部消防航空隊長、同隊副隊長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当規則の規定は、平成17年 6 月 1 日から適用する。

名古屋市老人保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第111号

名古屋市老人保健法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人保健法施行細則（昭和58年名古屋市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

被保険者証、組合員 証又は加入者証

」を「

被保険者証、組合員 証又は加入者証の記 号番号

」に改める。

第2号様式中

「

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	※男・女
-------------	--	------	-------	------

」を

「

フリガナ	
氏 名	

に、

」

「

(注) ※印欄は、該当する箇所に○印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

」

「

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

に改める。

」

第 3 号様式中

「

氏 名		生年月日	年 月 日生
-----	--	------	--------

を

」

「

氏 名	
-----	--

に

」

改める。

第 3 号様式の 3 中

「

氏 名		生年 月日	年 月 日	性 別	男・ 女
-----	--	----------	-------	--------	---------

を

」

「

氏 名	
-----	--

に、

」

「

減額認定証の 交付申請又は 提出ができな かった理由	
-------------------------------------	--

を

」

「

傷 病 名		傷病の原因	
発病又は負傷 年 月 日	年 月 日	傷病の経過	
減額認定証の 交付申請又は 提出ができな かった理由			

に

」

改める。

第 4 号様式中

「

氏 名		生年月日	年 月 日生	男・女
-----	--	------	--------	-----

を

」

「

氏 名	
-----	--

に、

」

「

☐ 医療を受けることができなかった理由 ☐ 特定疾病又は入院時一部負担金 限度額適用の認定を受けることが できなかった理由 ☐ 特定疾病又は入院時一部負担金 限度額適用の認定を受けているこ との確認を受けることができなかった理由	
☐ 診療、薬剤の支給又は手当を受 けた費用の額 ☐ 一部負担金又はこれに相当する 額	

を

」

「

申請の理由	☐ 緊急のため医療受給者証を提出することができなかったため。 ☐ 正しい一部負担金の取扱いを受けることができなかったため。 ☐ その他	に改める。
申請額		

」

第 4 号様式の 2 中

「

氏 名		生年 月 日	年 月 日	性 別	男・女	を
-----	--	-----------	-------	--------	-----	---

」

「

氏 名		に、
-----	--	----

」

「上記」を「上」に改める。

第 4 号様式の 3 中

「

氏 名		生年月日	年 月 日	※男・女	を
-----	--	------	-------	------	---

」

「

氏 名		に、
-----	--	----

」

被保険者証、組合員証又は加入者証			を
被 保 険 者 (世帯主)、 組合員又は 加入者	住 所		
	氏 名		
被保険者（世帯主）、 組合員又は加入者との続柄			

被保険者証、組合員証又は加入者証の記 号番号		に、
---------------------------	--	----

「 (注) ※印欄は、該当する箇所に○印をつけてください。 を
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。 」
「 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。 に改める。 」

第 4 号様式の 4 中

氏 名		生年 月 日	年 月 日	性別	※男・女	を
-----	--	-----------	-------	----	------	---

氏 名		に、
-----	--	----

「 注 1 ※印欄は、該当する箇所に○印をつけてください。 を
2 該当する□の中にレ印をつけてください。 」
「 (注) 該当する□の中にレ印をつけてください。 に改める。 」

第 4 号様式の 5 中

氏 名		生年月日	年 月 日	※男・女	を
-----	--	------	-------	------	---

氏 名		に
-----	--	---

改める。

第 6 号様式中

被害者名（受給者名）	氏名		生年月日	年 月 日	を
------------	----	--	------	-------	---

被害者（受給者）	氏名		に
----------	----	--	---

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市老人保健法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市老人保健法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市公債規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 112号

名古屋市公債規則の一部を改正する規則

名古屋市公債規則（昭和39年名古屋市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 7 月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 113 号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第33条第51号の 2 を次のように改める。

(51)の 2 削除

第33条第52号を次のように改める。

(52) 削除

第 1 号様式（その 1）及び第 1 号様式（その 2）中「差押」を「差押え」に、「行なう」を「行う」に、「紛失したりした」を「紛失した」に、「ただちに」を「直ちに」に、「第 1 号様式（その 3）」を「第 1 号様式（その 4）」に改める。

第 1 号様式（その 3）を第 1 号様式（その 4）とし、第 1 号様式（その 2）の次に次の 1 様式を加える。

第1号様式（その3）

表

写真 検印 職 名古屋市 事務職員（技術職員） 氏名	第 号 徴 税 吏 員 証 票 年 月 日生 上記の者は、市税の賦課徴収に関する調査のための質問、検査、財産の搜索又は差押え及び市税に関する犯則事件の調査のための質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えを行う権限を有する。 年 月 日交付 名古屋市長（名古屋市 区長）印
---	---

裏

（注 意）

- 1 この証票は、表記権限を行使する場合には、必ず携行しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、何時でもこれを呈示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与したり、譲渡したり、又は勝手に書き直したりしてはならない。
- 4 退職その他の事由により不要になったときは、必ず返納しなければならない。
- 5 この証票を紛失した場合等においては、直ちに、所属長に届け出なければならない。
- 6 この証票の有効期間は、交付の日から、 年 月 日までとする。

〔備考〕 1 証票の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

2 検印は第 1 号様式（その 4）の検印を使用する。

第16号様式備考を次のように改める。

- 〔備考〕 1 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る請求書の様式は、この様式を準用する。
- 2 法人等の市民税中間納付額に係る請求書の様式は、この様式を準用する。
- 3 この様式は、市税還付金等繰替基金から支払う場合には、基金支出命令書を兼ねるものとする。
- 4 請求先が市長となる場合の請求書の様式は、この様式を準用する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第17号様式（その 1）備考を次のように改める。

- 〔備考〕 1 行政不服審査法第57条第 1 項及び行政事件訴訟法第46条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 法人等の市民税中間納付額に係る通知書の様式は、この様式を準用する。
- 4 市長が通知する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第17号様式（その 1）別表備考を次のように改める。

- 〔備考〕 1 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る通知書の様式は、この様式を準用する。
- 2 法人等の市民税中間納付額に係る通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 市長が通知する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第18号様式の 2 備考を次のように改める。

- 〔備考〕 1 この様式は、市税還付金等繰替基金から支払う場合に使用するものである。
- 2 この様式を用いる場合には、請求書若しくはこれに代わる書類

又はその写しを添付するものとする。

3 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る調書の様式は、この様式を準用する。

4 法人等の市民税中間納付額に係る調書の様式は、この様式を準用する。この場合においては、法人等の市民税の申告書の写しを添付するものとする。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第27号様式の 2 を次のように改める。

住所又は所在地
氏名又は名称

納付場所

様

名古屋市中区

納付済通知書

年度

通知書番号

加入者

納付額

円

納付番号

名古屋市中収入役

口座番号

氏名又は名称

氏名又は名称

指定
納付
店
名
と
住所

（取りまてめ店）
銀行

領収日付印

指定期限
年 月 日

（名古屋市中区・OS保管）

OS収納用

名古屋市中区

納付書

年度

加入者

名古屋市中収入役

口座番号

氏名又は名称

区

通知書番号

納付額

円

上記のとおり納付します。

領収日付印

指定期限
年 月 日

（金融機関、郵便局又はOS保管）

名古屋市中区

領収書

年度

氏名又は名称

様

区

通知書番号

納付額

円

内

税 額

円

延滞金

円

加算金

円

領収日付印

指定期限
年 月 日

摘要

上記のとおり領収しました。

指定
区

この領収書は名古屋市の収納機関の領収日付印がないと効力を生じませんのでご
注意ください。

（納税者保管）

〔備考〕 用紙の大きさは、縦228.6ミリメートル、横292.1ミリメートルとし、納付済通知書片は縦114.3ミリメートル、横125ミリメートル、納付書片は縦114.3ミリメートル、横55.34ミリメートルとする。

第28号様式の 3 を次のように改める。

年度 市民税・県民税納税通知書（分離課税に係る所得割分）

住所
氏名

区	通知書番号

様

納期	期別	期限
	随時	年 月 日

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		円
所得割額	市民税	円
	県民税	円
既に徴収された又は 徴収されるべき金額		円
不足税額（この納税通知書 により納める税額） + -		円

納付場所

上記の納付額を納付してください。

年 月 日

名古屋市 区長 印

〔備考〕1 裏面には、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示文言等を記載する。
2 この様式は、第27号様式の2と併せて使用するものである。
3 用紙の大きさは、縦118ミリメートル、横210ミリメートルとする。

第51号様式（その2）を次のように改める。

年度 固定資産税・都市計画税 (土地家屋) 納税通知書

住所又は所在地
氏名又は名称

期 別	税 額	納 期
	円	年 月 日 限り
	円	年 月 日 限り
	円	年 月 日 限り

上記のとおり納付してください。

様

年 月 日

名古屋市 区長 印

区 分		固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
課 税 標 準 額	土地	決定又は更正後	円
		更正前	円
家 屋	決定又は更正後	円	円
	更正前	円	円
税 額		①	②
軽 減 額		③	円
年 税 額		①+②-③	円
			円
		区	通知書番号

〔備考〕 1 裏面には、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示文言等を記載する。

2 不足税額に係る納税通知書の様式は、この様式を準用する。

3 口座振替の方法及び名古屋市会計規則第48条の2に規定する日本郵政公社の自動払込みの方法による納付の場合の納税通知書の様式は、この様式を準用する。

4 用紙の大きさは、縦114.3ミリメートル、横215.9ミリメートルとする。

第51号様式（その４）を次のように改める。

年度 固定資産税（償却資産）納税通知書

住所又は所在地
氏名又は名称

期 別	税 額	納 期
		年 月 日 限り
		年 月 日 限り
		年 月 日 限り

上記のとおり納付してください。

様

年 月 日

名古屋市長 印

区 分	固定資産税（償却資産）
課税標準額（決定又は更正後）	円
課税標準額（更正前）	円
税 額	円
①	円
②	円
軽減額	円
①-②	円
年 税 額	円
	円
区	通知書番号

- 〔備考〕 1 裏面には、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示文言等を記載する。
- 2 不足税額に係る納税通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 口座振替の方法及び名古屋市会計規則第48条の2に規定する日本郵政公社の自動払込みの方法による納付の場合の納税通知書（随時分及び不足税額に係る分に限る。）の様式は、この様式を準用する。
- 4 用紙の大きさは、縦114.3ミリメートル、横215.9ミリメートルとする。

第51号様式の2を次のように改める。

第51号様式の2 削除

第52号様式（その1）及び第52号様式（その2）を次のように改める。

第52号様式 削除

第60号様式（その1）及び第60号様式（その2）中「行なう」を「行う」に、「紛失したりした」を「紛失した」に、「ただちに」を「直ちに」に、「第1号様式（その3）」を「第1号様式（その4）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成17年7月1日以後に課する平成13年度以前に課すべきであった償却資産に係る固定資産税については、この規則による改正前の名古屋市市税条例施行細則（以下「旧規則」という。）第51号様式（その4）を適用するものとする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市市税条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市告示第 345 号

名古屋市那古野一丁目土地区画整理事業の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、名古屋市那古野一丁目土地区画整理事業施行者から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成17年 6 月28日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 346号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年 6月30日

名古屋市長 松 原 武 久

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成16年12月22日 16指令住開指第 182号	名古屋市天白区天白 町大字平針字大根ヶ 越 235番 1	名古屋市天白区向ヶ丘一 丁目1201番 村瀬生男
平成16年10月14日 16指令住開指第 130号	名古屋市北区楠一丁 目 709番、 710番	名古屋市中区丸の内一丁 目17番 2号 株式会社玉善 代表取締役 玉野善教

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 347号

生活保護法による指定医療機関等の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 等 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
高澤内科医院	名古屋市千種区観月町 2丁目31番地	平成17年 5月22日
日野医院	名古屋市千種区上野三丁目20番31号	平成17年 4月10日
星ヶ丘皮フ科	名古屋市千種区井上町 113番地	平成16年 3月31日
吉田眼科	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成17年 3月31日
医療法人かさまつ 皮膚科	名古屋市港区七反野一丁目2203番地	平成17年 4月30日
加藤耳鼻咽喉科	名古屋市港区東海通 4丁目15番地の 2	平成17年 2月18日
南医療生活協同組 合みなみ子ども診 療所	名古屋市南区柴田本通 4丁目12番地	平成17年 4月 3日
伊藤内科医院	名古屋市守山区廿軒家32番12号	平成17年 3月31日
浅井医院	名古屋市守山区小幡南一丁目13番 6 号	平成17年 4月30日
そばじまこどもク リニック	名古屋市守山区八反 5番25号	平成17年 4月30日
藤が丘耳鼻咽喉科	名古屋市名東区藤が丘 143番地	平成17年 4月30日
今池加藤歯科	名古屋市千種区今池一丁目12番13号	平成17年 3月31日
医療法人社団桜風 会本山歯科医院	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番地 の 1	平成16年12月31日
渡辺歯科医院	名古屋市昭和区丸屋町 5丁目64番地	平成16年 5月31日

岩田歯科クリニック	名古屋市名東区藤里町28番地	平成17年 5月 1日
ツジ調剤薬局	名古屋市北区金城三丁目14番	平成17年 5月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局小田 井店	名古屋市西区市場木町 157番地	平成17年 3月31日
ツジ調剤薬局	名古屋市中川区東中島町 4丁目24番 地	平成17年 5月 1日
やまびこ薬局	名古屋市名東区平和が丘一丁目 9番 地	平成17年 3月31日
ピノキオ薬局	名古屋市名東区豊が丘1801番地の 2	平成17年 3月31日
訪問看護ステーシ ョンレインボー3	名古屋市中川区春田三丁目92番地	平成16年10月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 348号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
日野医院	名古屋市千種区上野三丁目20番31号	平成17年 6月 1日
医療法人愛星会星ヶ丘皮膚科	名古屋市千種区井上町 113番地	平成17年 6月 1日
浄心こころのクリニック	名古屋市西区城西四丁目19番 6号	平成17年 6月 1日
メルサ内科クリニック	名古屋市中村区名駅一丁目 2番 4号	平成17年 6月 1日
名古屋駅前眼科医院	名古屋市中村区名駅四丁目10番23号	平成17年 6月 1日
高見クリニック	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成17年 6月 1日
服部内科クリニック	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	平成17年 6月 1日
ともこレディースクリニック	名古屋市中区錦三丁目22番13号	平成17年 6月 1日
医療法人かさまつ皮膚科	名古屋市港区福田二丁目 912番地	平成17年 6月 1日
南医療生活協同組合みなみ子ども診療所	名古屋市南区鳴浜町 5丁目10番地	平成17年 6月 1日
浅井医院	名古屋市守山区小幡南一丁目14番 3号	平成17年 6月 1日

たなかこどもクリニック	名古屋市守山区八反 5番25号	平成17年 6月 1日
あだち皮フ科	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3222番地の 127	平成17年 6月 1日
伊藤内科医院	名古屋市守山区廿軒家32番12号	平成17年 6月 1日
かみのくら整形外科	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地 の 153	平成17年 6月 1日
医療法人桂名会桂 アーバンクリニック	名古屋市名東区にじが丘 2丁目 7番 地	平成17年 6月 1日
白楊クリニック	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地 の 2	平成17年 6月 1日
くずやクリニック	名古屋市名東区本郷二丁目94番地の 1	平成17年 6月 1日
今池加藤歯科	名古屋市千種区今池一丁目12番13号	平成17年 6月 1日
本山歯科医院	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番地 の 1	平成17年 6月 1日
とりみ歯科	名古屋市西区鳥見町 1丁目16番地	平成17年 6月 1日
さくら歯科	名古屋市中村区鳥居西通 2丁目55番 地	平成17年 6月 1日
渡辺歯科医院	名古屋市昭和区丸屋町 5丁目64番地	平成17年 6月 1日
本多ファミリー歯 科	名古屋市緑区相原郷二丁目 813番地	平成17年 6月 1日
株式会社スギ薬局 サカエ店	名古屋市中区新栄町 1丁目 1番地	平成17年 6月 1日
ジャスコ八事店薬 局	名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地 の 1	平成17年 6月 1日

いずみ調剤薬局	名古屋市中川区中野新町一丁目19番地の 1	平成17年 6月 1日
ツジ調剤薬局中川店	名古屋市中川区東中島町 4丁目24番地	平成17年 6月 1日
中部薬品守山吉根薬局	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根3222番地の 9	平成17年 6月 1日
ささゆり薬局守山店	名古屋市守山区小幡南一丁目15番33号	平成17年 6月 1日
コフレ調剤薬局藤見が丘店	名古屋市名東区藤見が丘 167番地	平成17年 6月 1日
やまびこ薬局	名古屋市名東区平和が丘一丁目 9番地	平成17年 6月 1日
ピノキオ薬局	名古屋市名東区豊が丘1801番地の 2	平成17年 6月 1日
中日調剤薬局星ヶ丘店	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地の 1	平成17年 6月 1日
メディカルノア訪問看護ステーション	名古屋市中村区畑江通 8丁目18番地の 1	平成17年 6月 1日
みなと医療生活協同組合訪問看護ステーションレインボー 3	名古屋市中川区春田三丁目 114番地	平成17年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 349号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

施 術 者 名	住 所	指 定 年 月 日
施 術 所 名	所 在 地	
日下部 臣哉	名古屋市千種区萱場二丁目14番 3号	平成17年 6月 1日
たんぽぽ鍼灸指圧 接骨院	名古屋市千種区萱場二丁目 1番16号	
宇良田 光	名古屋市緑区有松町大字有松字往還 北 112番地	平成17年 6月 1日
ピュアライフジャ パンありまつ	同 上	
前田 光規	名古屋市千種区富士見台 4丁目 1番 地	平成17年 6月 1日
ヒカリ接骨院	名古屋市東区東大曾根町47番 1号	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 350号

生活保護法による指定医療機関等の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり変更の届出がありました。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 名		医療法人バームリンデンはやせ希望クリニック
所 在 地		名古屋市中川区松葉町 4丁目60番地
変 更 事 項	新	医療法人バームリンデンはやせ希望クリニック
	旧	はやせ希望クリニック
変 更 年 月 日		平成17年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 351 号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定します。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
訪問介護太助	名古屋市千種区茶屋が坂一丁目14番25号	平成17年 6月 1日
有限会社アロエ介護	名古屋市西区天塚町 4丁目12番地	平成17年 6月 1日
アイアイサービス中村公園ケアセンター	名古屋市中村区横前町 100番地	平成17年 6月 1日
ペップ介護はたらくひよこ	名古屋市中村区岩塚町字郷中24番地	平成17年 6月 1日
オアシスセンター	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	平成17年 6月 1日
にじのさと熱田サービスセンター	名古屋市熱田区三本松町12番24号	平成17年 6月 1日
さいせき訪問介護	名古屋市南区立脇町 2丁目 5番地の 1	平成17年 6月 1日

2 訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
まごころ在宅医療クリニック	名古屋市中村区熊野町 3丁目 7番地	平成17年 6月 1日
訪問看護ステーションオアシスセンター	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	平成17年 6月 1日
みなと医療生活協同組合訪問看護ステーションレインボー 3	名古屋市中川区春田三丁目 114番地	平成17年 6月 1日

3 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
本山歯科医院	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番地の 1	平成17年 6月 1日
まごころ在宅医療クリニック	名古屋市中村区熊野町 3丁目 7番地	平成17年 6月 1日
医療法人バームリンデン はやせ希望クリニック	名古屋市中川区松葉町 4丁目60番地	平成17年 6月 1日
ささゆり薬局守山店	名古屋市守山区小幡南一丁目15番33号	平成17年 6月 1日
コフレ調剤薬局藤見が丘店	名古屋市名東区藤見が丘 167番地	平成17年 6月 1日

4 通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
あいあいでいさーびすなかむら	名古屋市中村区横前町 100番地	平成17年 6月 1日
オアシスセンター	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	平成17年 6月 1日
ディホームゆりの木熱田	名古屋市熱田区三本松町12番24号	平成17年 6月 1日
ケアパートナー大高	名古屋市緑区大高町字大根山15番地の 7の 2	平成17年 6月 1日
あいちほっとデイサービス ス櫓	名古屋市名東区平和が丘二丁目 235 番地	平成17年 6月 1日

5 通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
虹ヶ丘介護老人保健施設	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地の 2	平成17年 6月 1日
介護老人保健施設リハビリ ス井の森	名古屋市天白区井の森町18番地	平成17年 6月 1日

6 短期入所療養介護

介護機関名	所在地	指定年月日
虹ヶ丘介護老人保健施設	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地の 2	平成17年 6月 1日
介護老人保健施設リハビリ ス井の森	名古屋市天白区井の森町18番地	平成17年 6月 1日

7 痴呆対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
グループホームなも	名古屋市南区鳴尾一丁目 284番地	平成17年 6月 1日
グループホーム緑葉の家	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1257	平成17年 6月 1日

8 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
ハートボックス泉店	名古屋市東区泉一丁目18番 8号	平成17年 6月 1日
アイアイサービス中村公園ケアセンター	名古屋市中村区横前町 100番地	平成17年 6月 1日
オアシスセンター	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	平成17年 6月 1日
株式会社シャイン	名古屋市天白区菅田一丁目 607番地	平成17年 6月 1日

9 居宅介護支援事業

介護機関名	所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所ジイトップ	名古屋市東区葵一丁目 1番 5号	平成17年 6月 1日
アイアイサービス中村公園ケアセンター	名古屋市中村区横前町 100番地	平成17年 6月 1日
さわやからいふ昭和居宅介護支援事業所	名古屋市昭和区白金一丁目17番 5号	平成17年 6月 1日
にじのさと熱田居宅介護支援事業所	名古屋市熱田区三本松町12番24号	平成17年 6月 1日
アイリスケアセンターひびの	名古屋市熱田区比々野町41番地の 1	平成17年 6月 1日
サフランのいえ居宅介護支援事業所	名古屋市中川区長須賀二丁目 305番地	平成17年 6月 1日
さいせき	名古屋市南区立脇 2丁目 5番地の 1	平成17年 6月 1日
ケアパートナー大高	名古屋市緑区大高町字大根山15番地の 7の 2	平成17年 6月 1日
虹ヶ丘居宅介護支援事業所	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地の 2	平成17年 6月 1日
居宅介護支援事業所井の森	名古屋市天白区井の森町18番地	平成17年 6月 1日

10 介護老人保健施設

介護機関名	所在地	指定年月日
虹ヶ丘介護老人保健施設	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地の 2	平成17年 6月 1日
介護老人保健施設リハビリス井の森	名古屋市天白区井の森町18番地	平成17年 6月 1日

11 介護療養型医療施設

介護機関名	所在地	指定年月日
青木内科	名古屋市天白区中砂町 534番地	平成17年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 352号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
アイアイサービス中村公園ケアセンター	名古屋市中村区砂田町 2丁目24番地	平成17年 6月 1日
ヒューマンリソシアなかむら	名古屋市中村区畑江通 3丁目15番地の 1	平成17年 6月 1日

2 訪問看護

介護機関名	所在地	廃止年月日
みなと医療生活協同組合訪問看護ステーションレインボー 3	名古屋市中川区春田三丁目92番地	平成17年 6月 1日
成田医院	名古屋市南区平子一丁目 2番52号	平成17年 6月 1日
みなみ子ども診療所	名古屋市南区鳴浜町 5丁目10番地	平成17年 6月 1日

3 訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
成田医院	名古屋市南区平子一丁目 2番52号	平成17年 6月 1日
みなみ子ども診療所	名古屋市南区鳴浜町 5丁目10番地	平成17年 6月 1日

4 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
本山歯科医院	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番地の 1	平成17年 6月 1日
はやせ希望クリニック	名古屋市中川区松葉町 4丁目60番地	平成17年 6月 1日
成田医院	名古屋市南区平子一丁目 2番52号	平成17年 6月 1日
みなみ子ども診療所	名古屋市南区鳴浜町 5丁目10番地	平成17年 6月 1日

5 痴呆対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
グループホームなも	名古屋市南区鳴尾一丁目 284番地	平成17年 6月 1日

6 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	廃止年月日
アイアイサービス中村公園ケアセンター	名古屋市中村区砂田町 2丁目24番地	平成17年 6月 1日

7 居宅介護支援事業

介護機関名	所在地	廃止年月日
アイアイサービス中村公園ケアセンター	名古屋市中村区砂田町 2丁目24番地	平成17年 6月 1日
ヒューマンリソシアなかむら	名古屋市中村区畑江通 3丁目15番地の 1	平成17年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 353号

家賃算定にかかわる利便性係数について

平成17年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 2項（第44条第 3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項（第30条第 3項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号。以下「令」という。）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種 の住宅の 家 賃
宮田荘	12棟	101号	0.8903	0.9528	1.0000	64,800円
		102号、202号、 302号、402号、 502号、602号、 702号及び802号	0.8903	0.6085	1.0000	40,600円
		103号、203号、 303号、403号、 503号、603号、 703号及び803号	0.8903	0.7300	1.0000	48,700円
		104号、204号、 304号及び404号	0.8903	0.7328	1.0000	48,500円
		105号、205号、 305号及び405号	0.8903	1.0657	1.0000	71,500円

		201号、301号、 401号、501号、 504号、505号、 601号、604号、 605号、701号、 704号、705号、 801号、804号及 び805号	0.8903	0.9085	1.0000	60,600円
--	--	---	--------	--------	--------	---------

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 354号

平成17年度名古屋市国民健康保険料の所得割の料率について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 2項及び第15条の 4第 2項の規定により、平成17年度分国民健康保険料の基礎賦課額及び介護納付金賦課額に係る所得割額の保険料率を次のとおり決定しました。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

- | | | |
|---|----------------------|------|
| 1 | 基礎賦課額に係る所得割額の保険料率 | 2.41 |
| 2 | 介護納付金賦課額に係る所得割額の保険料率 | 0.51 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 355号

名古屋都市計画事業日比野第 1種市街地再開発事業の権利変換計画の変更について

名古屋都市計画事業日比野第 1種市街地再開発事業の権利変換計画について
軽微な変更をしたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第 1項の
規定により、次のように公告します。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 第 1種市街地再開発事業の名称
名古屋都市計画事業日比野第 1種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市熱田区大宝一丁目14番19号
名古屋市白鳥総合整備事務所
- 4 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
名古屋市熱田区熱田西町字比々野及び字米田、西郊通 2丁目及び 3丁目、
大宝一丁目、大宝三丁目並びに千代田町の各一部
- 5 権利変換計画の認可を受けた年月日
平成 5年 3月19日
- 6 権利変換計画について都市再開発法施行令（昭和44年政令第 232号）第25
条各号に掲げる軽微な変更をした年月日
平成17年 7月 1日

名古屋市住宅都市局市街地整備部白鳥総合整備事務所

名古屋市告示第 356号

指定管理者の指定申請について

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成17年名古屋市条例第14号）による改正後の名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、名古屋市にじが丘荘の指定申請について、次のとおり告示します。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 指定管理者の公募の概要

名古屋市では、経済的に困窮する女性やその人の監護する子どもを保護すること等を通じて母子福祉の向上を図るため昭和30年に開設された、名古屋市にじが丘荘について、平成18年 4月 1日から、指定管理者による管理運営制度を導入します。

つきましては、下記の条件、内容等によりにじが丘荘の管理運営を行う指定管理者を募集します（指定管理者とは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）。

2 対象施設

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 名称 | 名古屋市にじが丘荘 |
| (2) 施設種別 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に基づく母子生活支援施設 |
| (3) 所在地 | 名古屋市名東区にじが丘 3丁目17番地 |
| (4) 施設概要 | |
| ア 敷地面積 | 1,709.52㎡ |
| イ 構造 | 鉄筋コンクリート造 |

ウ 延べ床面積 1,285㎡（保育園部分は除く。）

エ 居室・設備等

居室の概要

4.5畳・3畳・キッチン・ベランダ 29室

6畳・3畳・キッチン・ベランダ 6室

共同設備

浴室・シャワー室・トイレ

娯楽室・集会室・学習室・洗濯場

3 指定管理者が行う管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(1) 業務内容

ア 母子生活支援・自立支援

(ア) 母子等の保護及び利用者の生活基盤の安定化

配偶者を持たないため、主に経済的に困窮している女性とその方の子どもを保護していただきます。

また、ドメスティックバイオレンス等の被害に遭われている女性及びその方の子どもを緊急に保護していただきます。緊急に保護された方に寝具什器等を貸与していただくことがあります。

保護された母子等の生活基盤の安定化を目指していただきます。

市外からの利用者を受け入れられるよう、寝具什器等を準備していただきます。

共同利用部分の利用料を徴収していただきます（なお、利用者には児童福祉法及び地方公共団体の規定に基づく徴収金を負担していただきます。）。

(イ) 利用者の自立支援

自立支援計画の策定、就労や住宅の斡旋、退所者への相談業務等、利用者の自立に向けた支援を行っていただきます。

イ 利用者と児童の保護及びケア

心理療法としてドメスティックバイオレンスや虐待等で心のケアが必要な方に専門知識を有する職員を配置してセラピーなどを実施していた

だきます。

また、利用者から寄せられる個別相談に対応していただきます。

(2) 災害対策及び事故防止対策

利用者の方に事故が無いよう、安全管理を徹底していただきます。

事故発生時の対応も検討していただきます。

災害等非常時に備えて避難訓練を実施し、適切な避難体制を整備していただきます。

(3) その他の管理業務

利用者からの苦情に対応していただきます。

また、法令の定めに従い、個人情報適切な保護・管理に努めていただきます。

必要に応じて施設の維持管理及び修繕を行っていただきます（原形を变ずる修繕及び模様替えを除く。）。

利用者満足度調査その他適切な方法により、利用者満足度の把握に努めていただき、施設の改善点の把握に努めていただきます。

(1)から(3)に規定するもの以外の事項で必要なものについては、協定の中で定めます。

4 指定管理者の指定の予定期間

4年間（平成18年 4月 1日から平成22年 3月31日まで）

5 応募資格

法人その他の団体

6 管理業務の基準

(1) 関係法令の遵守及びにじが丘荘の設置目的に沿った管理運営

条例等関係法令を遵守し、にじが丘荘の設置目的に沿った管理運営を行い、利用者の処遇向上に努めていただきます。

(2) 利用者の負担金

光熱水道費等について、利用者から負担金を徴収していただきます。

(3) 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない義務が課せられます。なお、その具体的内容である、個人情報の開示等、個人情報の保護及び管理、情報漏洩時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守していただくことになります。

7 管理業務に従事する者の配置の基準

児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）に基づく資格を有する職員を配置していただきます。

常勤職員

施設長 1名、母子指導員 2名、少年指導員兼事務員 3名、業務士 1名

その他（非常勤職員・嘱託職員）

個別対応職員、心理療法担当職員（心理学において学位以上を有すること又は心理療法士の資格を有する者）、嘱託医 1名

（参考）現行のにじが丘荘の職員配置

施設長 1名、母子指導員 2名、少年指導員兼事務員 3名、業務士 1名

個別対応職員（非常勤） 1名、心理療法担当職員（嘱託） 1名、嘱託医 1名

8 指定管理料

管理業務に必要な経費

指定管理者が必要とする金額の提案を求めます。

なお、やむを得ない特別な事由が無い限り、この金額の増額は認められません。

<参考>平成17年度所要額 70,017千円

（上記金額に含まれる経費）

(1) 母子生活支援施設運営として

職員俸給・職員諸手当、臨時職員賃金、社会保険料等法定福利費、消耗品費、印刷製本費、光熱水道費、通信料保険料点検料等役務費、修繕費、保健衛生費、器具什器費、燃料費、被服費、教養娯楽費、日用品費

(2) DV被害者等緊急に保護される方に関する費用として

本人支給金、広域入所者移送費

9 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

次に掲げる経費については、名古屋市は管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行するものとします。

ア 施設の大規模修繕費（原形を変ずる修繕及び模様替）

イ 消防設備点検委託料

ウ その他協議で定める事項

(2) 管理業務に関し、指定管理者が危険を負担する範囲

指定管理者は、にじが丘荘の施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、名古屋市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

10 申請に関する書類の配布及び申請の受付

(1) 場所

名古屋市健康福祉局児童家庭部児童課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

(2) 期間

平成17年 7月 1日（金）から平成17年 8月15日（月）まで

ただし、土、日、祝日は除きます。

(3) 時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(4) 提出期限

平成17年 8月15日（月）午後 5時15分必着（郵送可）

11 提出書類

(1) 名古屋市にじが丘荘指定管理者指定申請書

(2) 併せて提出する書類

ア 事業計画書

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

ウ 指定管理者の指定を受けようとするものの前年の収支状況、役員の状況、評議員会の設置の状況等、団体の概要のわかるもの（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

エ 指定管理者の指定を受けようとするものの社会福祉事業に関する実績がわかるもの

12 提出書類の調製

(1) 提出部数

2部（うち1部はクリップ止めとし、製本しないで提出してください。）

(2) その他

ア 提出書類の大きさは、原則として日本工業規格A 4としてください。

イ 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 応募後に辞退をする場合は、書面にてお申し出ください。

オ 提出した書類の変更は、提出期限後はできません。

13 現地説明会

管理業務の内容等についての説明会を次のとおりにじが丘荘で開催しますので、必ずご出席ください。

第 1回：平成17年 7月13日（水）午前10時00分から

第 2回：平成17年 7月19日（火）午前10時00分から

現地説明会に出席を希望する応募者は、第 1回は 7月 8日（金）まで、第

2回は 7月14日（木）までに「17 問い合わせ先」まで必ずご連絡ください。
なお、参加人数は、1応募者につき 2名までとします。

14 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

申請に関する質問がある場合は、平成17年 7月29日（金）午後 5時15分
までに郵便、ファックスまたは電子メールにより「17 問い合わせ先」ま
でご質問ください。

(2) 質問の回答

現地説明会に参加された応募者には、ファックスまたは電子メールで回
答します。

15 選定

指定管理者を選定するための調査・審議を指定管理者選定委員会において
行います。この委員会において、提出書類について説明していただくことが
あります（日時及び説明の要否については別途連絡します。）。

なお、選定結果は、選定後応募者全員にお知らせします。

16 選定基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定の基準に照らし、事業計画書等の
内容により、次に掲げる事項を考慮して総合的に判断します。

(1) 法令等に定める基準に適合していること。

(2) 母子生活支援施設の運営実績の有無

17 問い合わせ先

名古屋市健康福祉局児童家庭部児童課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2519 ファックス番号 052-972-4146

E-mail : a2522@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市健康福祉局児童家庭部児童課

名古屋市告示第 357号

指定管理者の指定申請について

名古屋市とだがわこどもランド条例の一部を改正する条例（平成17年名古屋市条例第15号）による改正後の名古屋市とだがわこどもランド条例（平成 8年名古屋市条例第12号。以下「条例」という。）第12条第 1項の規定により、名古屋市とだがわこどもランド（以下「こどもランド」という。）の指定申請について、次のとおり告示します。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 指定管理者の公募の概要

名古屋市では、児童の健全育成を図り、児童の福祉の向上を図るため、平成 8年 7月に開館した、名古屋市とだがわこどもランドについて、平成18年 4月 1日から、指定管理者による管理運営制度を導入します。

つきましては、下記の条件、内容等によりこどもランドの管理運営を行う指定管理者を募集します（指定管理者とは、地方自治法第 244条の 2第 3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）。

2 対象施設

- (1) 名称 名古屋市とだがわこどもランド
- (2) 施設種別 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第40条に基づく児童厚生施設
- (3) 所在地 名古屋市港区春田野一丁目3616番地
- (4) 施設概要
 - ア 敷地面積 17,491.6㎡（戸田川緑地公園施設設置許可による使用）
 - イ 建築面積 2,582.01㎡

ウ 延床面積 3,528.83㎡

エ 施設内容 本館（事務室、会議室、ホール、多目的室、こども図書室、乳幼児室、調理の部屋、創造の部屋等）

プレイハウス

展望塔

屋外便所

サイクルモノレール等各種遊具

3 指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(1) 施設の供用

ア 本館、プレイハウス、展望塔、遊具等の供用

イ 多目的室、調理の部屋、創造の部屋にかかる使用許可に関すること。

ウ サイクルモノレール、足踏み式ゴーカートの乗車券の発行及び回収

エ 条例で定める使用料の徴収

(2) 児童に対する健全な遊びに関する助言及び指導

児童厚生員（児童の遊びを指導する者）などが、来館する児童の一人一人や、また集団に対してかかわり、指導・援助していただきます。

(3) 児童のための演劇会、発表会、講演会等の開催

ホール、多目的室、調理の部屋、創造の部屋等の施設を利用して、児童の健全育成にかかわる演劇・映画会等の行事や、児童や親子を対象としたクラブ活動等の事業を実施していただきます。

(4) 子育て支援

子育て家庭の親子に対する交流の場や有益な情報の提供、自主的なグループに対する援助等を行っていただきます。

(5) 児童の健全育成に関する資料の収集及び情報の提供

広報誌の発行等により、こどもランドの施設や事業について市民への広報に努めるとともに、市内の他施設や団体等が実施する児童健全育成事業など、児童健全育成に関する様々な情報についても積極的に収集し、情報提供を行っていただきます。

(6) 全市的な児童健全育成のための事業実施

市内全域を対象とする最大の児童厚生施設として、他の児童厚生施設との協力連携を図りながら次の業務を行っていただきます。

ア 児童館合同行事の開催

イ 名古屋市が作成する方針に基づく児童館児童厚生員等職員研修の実施

ウ その他協議により定める業務

(7) ボランティアの育成

主にこどもランド内で児童への遊びの指導に協力するボランティアの育成事業を展開していただきます。

(8) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替または 1 件 250 万円を超える修繕を除く。）

(9) 戸田川緑地との連携

戸田川緑地の一角という立地を生かし、他の施設との一体的利用を促進するため、施設管理者との調整及び連携に努めていただきます。

(10) 地域との連携

地域の住民組織との連携及び協働に努めていただきます。

(11) その他必要な管理業務は、協定の中で定めます。

4 指定管理者の指定の予定期間

4年間（平成18年 4月 1日から平成22年 3月31日まで）

5 応募資格

法人その他の団体（コンソーシアム（共同事業体）で応募する場合には、別途お問い合わせください。）

6 管理業務の基準

(1) 関係法令の遵守及びこどもランドの設置目的に沿った管理運営

条例等関係法令を遵守し、こどもランドの設置目的に沿った管理運営を行うこと。

(2) 開館時間

午前 9時から午後 6時まで（ 4月 1日から 9月30日）

午前 9時から午後 5時まで（10月 1日から 3月31日）

(3) 休館日

ア 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

イ 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない義務が課せられます。なお、その具体的内容である個人情報の開示等、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守していただくことになります。

7 管理業務に従事する者の配置の基準

館長 1名、児童厚生員 2名以上、その他施設の運営に必要な人員を配置していただきます。

なお児童厚生員については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める要件を満たすことが必要です。

（参考）現行のこどもランドの職員配置

職員 9名（嘱託員 3名を含む。）

8 指定管理料

管理業務に必要な経費

指定管理者が必要とする金額の提案を求めます。

なお、やむを得ない特別な事由がない限り、この金額の増額は認められません。

また、条例で定める施設の使用料は、徴収事務委託に基づき、名古屋市に納入していただきます。

<参考>平成15年度の実績に基づいた試算額

事業実施のために必要な経費 130,988千円

(上記の金額に含まれる経費)

職員給与・社会保険料等人件費、臨時職員賃金、消耗品費、光熱水道費、備品修繕料、電話料金・切手等通信費、賠償・傷害保険料、各種点検・清掃・警備等建物維持管理委託料、自家用電気工作物保安業務委託料、緑地管理等外構管理委託料、各種企画・事業等実施経費、印刷製本費、車両維持管理費、経常修繕費等

(上記の金額に加算する必要がある経費)

職員の退職給与にかかる引当金、児童館合同行事開催経費等

9 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

次に掲げる経費については、名古屋市は指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行します。

ア 原形を変ずる修繕及び模様替または 1件 250万円を超える修繕

なお、指定管理者の都合で施設の原形を変ずる修繕及び模様替を行う場合は、指定管理者の負担になります。

イ 消防設備点検委託料

ウ その他協議により定める事項

(2) 管理業務に関し、指定管理者が危険を負担する範囲

指定管理者は、こどもランドの施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、名古屋市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

10 申請に関する書類の配布及び申請の受付

(1) 場所

名古屋市健康福祉局児童家庭部児童課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

(2) 期間

平成17年 7月 1日（金）から平成17年 8月15日（月）まで

ただし、土、日、祝日は除きます。

(3) 時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(4) 提出期限

平成17年 8月15日（月）午後 5時15分必着（郵送可）

11 提出書類

(1) 名古屋市とだがわこどもランド指定管理者指定申請書

(2) 併せて提出する書類

ア 事業計画書

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）

ウ 指定管理者の指定を受けようとするものの従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの（役員名簿、直近年度の貸借対照表・財産目録及び収支計算書等。法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）

エ 指定管理者の指定を受けようとするものの児童福祉事業に関する実績がわかるもの

12 提出書類の調製

(1) 提出部数

2部（うち 1部はクリップ止めとし、製本しないで提出してください。）

(2) その他

ア 提出書類の大きさは、原則として日本工業規格A 4としてください。

イ 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 応募後に辞退をする場合は、書面にてお申し出ください。

オ 提出した書類の変更は、提出期限後はできません。

13 現地説明会

管理業務の内容等についての説明会を、次のとおりこどもランドで開催しますので必ずご出席ください。

第 1回 平成17年 7月13日（水） 午前10時00分から

第 2回 平成17年 7月20日（水） 午前10時00分から

現地説明会に出席をする応募者は、第 1回は 7月 8日（金）、第 2回は 7月15日（金）までに「17 問い合わせ先」まで必ずご連絡ください。なお、参加人数は、1応募者につき 2名までとします。

14 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

申請に関する質問がある場合は、平成17年 7月29日（金）午後 5時15分までに郵便、ファックスまたは電子メールにより「17 問い合わせ先」までご質問ください。

(2) 質問の回答

現地説明会に参加された応募者には、ファックスまたは電子メールで回答します。

15 選定

指定管理者を選定するための調査・審議を、指定管理者選定委員会において行います。この委員会において、提出書類について説明していただくことがあります（説明の要否及び日時については別途連絡します。）。

なお、選定結果は、選定後応募者全員にお知らせします。

16 選定基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定の基準に照らし、事業計画書等の内容により、次に掲げる事項を考慮して総合的に判断します。

- (1) 児童福祉事業及び地域福祉活動に対する理解及び実績の有無
- (2) 安全管理及び事故等に対する適切な対応ができること。

17 問い合わせ先

名古屋市健康福祉局児童家庭部児童課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2520

ファックス番号 052-972-4146

E-mail : a2522@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市健康福祉局児童家庭部児童課

名古屋市告示第 358号

指定管理者の指定申請について

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例の一部を改正する条例（平成17年名古屋市条例第16号）による改正後の名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例（昭和56年名古屋市条例第18号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島（以下「松ケ島」という。）の指定申請について、次のとおり告示します。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 指定管理者の公募の概要

名古屋市では、高齢者、障害者、ひとり親家庭の親子等のための低簾で健全な保健休養の施設として昭和56年 6月に開館した松ケ島について、平成18年 4月 1日から、指定管理者による管理運営制度を導入します。

つきましては、下記の条件、内容等により松ケ島の管理及び運営を行う指定管理者を募集します（指定管理者とは、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）。

2 対象施設

- (1) 名称 名古屋市休養温泉ホーム松ケ島
- (2) 所在地 三重県桑名市長島町松ケ島 700番地の12
- (3) 施設概要

ア 宿泊定員	80人
イ 構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
ウ 敷地面積	20,871.02 m ²
エ 延床面積	4,251.34 m ² （本館4,126.79m ² 職員宿舎124.55m ² ）

3 指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）の範囲

- (1) 松ヶ島の管理（原形を変えずる修繕及び模様替又は 1件 250万円を超える大規模修繕は除きます。）及び運営
 - (2) 条例及び名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）に定める使用料の徴収
 - (3) 名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業、名古屋市国民健康保険保養施設利用助成事業を始めとした名古屋市の行政事務への協力
- (1)から(3)に規定するもの以外の事項については、協定の中で定めます。

4 指定管理者の指定の予定期間

4年間（平成18年 4月 1日から平成22年 3月31日まで）

ただし、指定期間内であっても、名古屋市が管理業務を継続することが適当でないと認めたとき、又は緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部を停止することがあります。

5 応募資格

法人その他の団体

6 管理業務の基準

- (1) 関係法令の遵守及び松ヶ島設置目的に沿った管理及び運営

条例及び老人休養ホーム設置運営要綱（昭和40年 4月 5日社老第87号厚生省社会局長通知。以下「国の要綱」という。）を始め、関係法令等を遵守し、松ヶ島の設置目的に沿った管理業務を行うとともに、現行のサービス水準を下回ることはできません。

- (2) 休業日

ア 水曜日

イ 1月 1日から同月 3日まで及び12月28日から同月31日まで

- (3) 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第

41号) 第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号) 第64条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない義務が課せられます。なお、その具体的内容である個人情報の開示等、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守していただくことになります。

7 管理業務に従事する者の配置の基準

施設長 1名、その他松ヶ島の管理業務に必要な人員を配置していただきます。

8 指定管理料

次の各号の合計額

(1) 利用実績に伴う経費

利用者から使用料として指定管理者が徴収し、名古屋市に納付した金額と同額を利用実績に伴う経費として指定管理者に支払います。ただし、使用料の改定があった場合は別途協議します。

(2) 低廉な利用を確保するために必要な経費(固定的な経費)

指定管理者が必要とする金額の提案を求めます。

やむを得ない特別な事由がない限り、この金額の増額は認められません。また、施設を休業させる原因が、指定管理者の重大かつ明白な過失があると認められる場合は、この金額を減額することがあります。なお、食事料等に係る実費弁償の改定があった場合は別途協議します。

<参考>平成15年度の実績に基づいた試算額

指定管理料		指定管理者の収入
利用実績に伴う経費	低廉な利用を確保するために必要な経費	食事料等に係る実費弁償及び飲物等の売上
69,892千円	156,886千円	85,862千円

上記の金額に加算する必要のある経費：職員の退職給与にかかる引当金
賠償保険の保険料

9 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

食事や飲物及び追加料理等の実費弁償に係る経費については、指定管理者が利用者から直接費用徴収し、宿泊に伴う食事等の経費に充当してください。

次に掲げる経費については、名古屋市は指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行します。

ア 施設の原形を変ずる修繕及び模様替又は 1件 250万円を超える大規模修繕

なお、指定管理者の都合で施設の原形を変ずる修繕及び模様替を行なう場合は、指定管理者の負担となります。

イ 備品（名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）第 132条第 1項第 1号に定める物品）の購入

なお、指定管理者の都合で備品を購入する場合は、指定管理者の負担となります。

ウ その他協議により定める事項

(2) 管理業務に関し、指定管理者が危険を負担する範囲

指定管理者は、松ヶ島の施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、名古屋市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

10 申請に関する書類の配布及び申請の受付

(1) 場所

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（名古屋市役所本庁舎 2階）
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

(2) 期間

平成17年 7月 1日（金）から平成17年 8月15日（月）まで
ただし、土、日、祝日は除きます。

(3) 時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(4) 提出期限

平成17年 8月15日（月）午後 5時15分必着（郵送可）

11 提出書類

(1) 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島指定管理者指定申請書

(2) 併せて提出する書類

ア 事業計画書

イ 定款又は寄付行為

ウ 法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）

エ 指定管理者の指定を受けようとするものの従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの（役員名簿、直近年度の貸借対照表・財産目録及び収支計算書等。法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）

オ 指定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の法人税、消費税及び地方税（市町村民税）の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）

カ 指定管理者の指定を受けようとする団体の旅館業の実績がわかるもの

12 提出書類の調製

(1) 提出部数

2部（うち 1部はクリップ止めとし、製本しないで提出してください。）

(2) その他

ア 提出書類の大きさは、原則として日本工業規格A 4としてください。

イ 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 応募後に辞退をする場合は、書面にてお申し出ください。

オ 提出した書類の変更は、提出期限後はできません。

13 現地説明会

管理業務の内容等についての説明会を、次のとおり松ヶ島で開催しますので、必ずご出席ください。

第 1回：平成17年 7月13日（水）午後 1時30分から

第 2回：平成17年 7月20日（水）午後 1時30分から

現地説明会に出席をする応募者は、第 1回は 7月 8日（金）、第 2回は 7月15日（金）までに「17 問い合わせ先」まで、必ずご連絡ください。なお、参加人数は、1応募者につき 2名までとします。

14 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

募集要項等に関する質問がある場合は、平成17年 7月29日（金）午後 5時15分までに郵便、ファックスまたは電子メールにより「17 問い合わせ先」までご質問ください。

(2) 質問の回答

現地説明会に参加された応募者には、ファックスまたは電子メールで回答します。

15 選定

指定管理者を選定するための調査・審議を、指定管理者選定委員会において行ないます。この委員会において、提出書類の説明をしていただくことがあります。（説明の要否及び日時については、別途連絡します。）

なお、選定結果は、選定後応募者全員にお知らせします。

16 選定基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定の基準に照らし、事業計画書等の内容により、次に掲げる事項を考慮して総合的に判断します。

(1) 旅館業の実績

(2) 社会福祉事業への理解、貢献及び実績

17 問い合わせ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542

ファックス番号 052-972-4147

E-mail : a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 359号

指定管理者の指定申請について

名古屋市鯉城学園条例の一部を改正する条例（平成17年名古屋市条例第17号）による改正後の名古屋市鯉城学園条例（平成 8年名古屋市条例第13号。以下「条例」という。）第13条第 1項の規定に基づき、名古屋市鯉城学園（以下「鯉城学園」という。）の指定申請について、次のとおり告示します。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 指定管理者の公募の概要

名古屋市では、健康で学習意欲のある高齢者自らの「生きがい」と社会における「役割意識」を養い、卒業後はすすんで様々な地域活動に参加し、またその推進的役割を果たせる人材の養成を目的として昭和61年に開学した鯉城学園について、平成18年 4月 1日から、指定管理者による管理運営制度を導入します。

つきましては、下記の条件、内容等に基づき鯉城学園の管理及び運営を行う指定管理者を募集します（指定管理者とは、地方自治法第 244条の 2第 3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）。

2 対象施設

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 名称 | 名古屋市鯉城学園 |
| (2) 所在地 | 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ内 |
| (3) 施設概要 | |
| ア 構 造 | 鉄筋コンクリート造 14階建（ 5階～ 9階） |
| イ 延床面積 | 6,236㎡ |
| ウ 附属施設 | ・ 楽陶館 敷地面積：2,026㎡ |

構 造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延床面積：688.34㎡

・実習農園 面 積：2,072㎡（借地）

3 指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(1) 条例及び名古屋鯉城学園条例施行細則（平成 8年名古屋市規則第39号。

以下「規則」という。）に基づく学園施設の利用の許可に関する事務

(2) 条例及び規則に定める使用料の徴収

(3) 要綱に定める入学金等に係る実費弁償の徴収

(4) 名古屋市鯉城学園運営要綱（平成 8年 3月29日名古屋市民生局長決裁。

以下「要綱」という。）の規定に則した学園事業の実施

(5) 地域活動指導員による卒業生との連携

(6) 学園施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替または 1件
250万円を超える修繕を除く。）

(7) その他

その他付属設備の管理や、(1)から(6)に規定するもの以外の事項については、協定の中で定めます。

4 指定管理者の指定の予定期間

4年間（平成18年 4月 1日から平成22年 3月31日まで）

ただし、指定期間内であっても、名古屋市が管理業務を継続することが適当でないと認めたとき、または緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理及び運営業務の全部もしくは一部を停止することがあります。

5 応募資格

法人その他の団体（コンソーシアム（共同事業体）で応募する場合には、別途お問い合わせください。）

6 管理業務の基準

(1) 関係法令の遵守及び名古屋市鯉城学園の目的に沿った管理

条例及び要綱を始め、関係法令等を遵守し、鯉城学園の設置目的に沿った管理業務を行うとともに、現行のサービス水準を下回らないこと。

(2) 開館時間

ア 鯉城学園の開館時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

イ 鯉城ホールの開館時間

午前 9時から午後 9時まで

(3) 休館日

ア 鯉城学園の休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日並びに 3月16日から 4月20日まで、 7月15日から 9月15日まで及び12月25日から翌年 1月20日まで

イ 鯉城ホールの休館日

1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第 41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条の規定により、情報の保護及び管理のために、必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、その具体的な内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については協定中に定めるところにより遵守していただくことになります。

7 管理業務に従事する者の配置の基準

副学長（主任教授）、専任教授10名（各学科 1名）、事務長、事務員、陶芸指導員及び地域活動指導員その他学園の管理運営に必要な人員を配置していただきます。

8 指定管理料

学園の入っている伏見ライフプラザは複合施設ですので、光熱水費、施設

管理委託及び消防設備点検委託については本市の直接執行とし、その他の人件費等事業運営にかかる経費について指定管理者が必要とする額の提案を求めます。

やむをえない特別な事由がない限り、この金額の増額は認められません。

また、施設を休止させる原因が、指定管理者の重大かつ明白な過失があると認められる場合は、この金額を減額することがあります。なお、入学金等に係る実費弁償の改定があった場合は別途協議します。

また、鯉城ホールの使用料は利用者から徴収し、名古屋市に納付していただきます。

<参考>平成15年度の実績に基づいた試算額

指定管理料（137,045千円）＝管理業務に必要な経費（165,575千円）－利用者からの実費弁償による収入（28,530千円）

上記の金額に加算する必要がある経費としては職員の退職給与にかかる引当金があります。

9 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

入学金、授業料及び聴講料等の実費弁償に係る経費については、指定管理者が利用者から直接費用徴収し、当該経費として負担してください。

次に掲げる経費については、名古屋市は指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行します。

ア 原形を変ずる修繕及び模様替または 1件 250万円を超える修繕

なお、指定管理者の都合で原形を変ずる修繕及び模様替を行う場合は、指定管理者の負担となります。

イ 施設管理に係る光熱水費

ウ 施設管理委託料、消防設備点検委託料

エ その他協議により定める事項

(2) 管理業務に関し、指定管理者が危険を負担する範囲

指定管理者は、鯉城学園の施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷

した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、名古屋市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

10 申請に関する書類の配布及び申請の受付

(1) 場所

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（名古屋市役所本庁舎 2階）
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

(2) 期間

平成17年 7月 1日（金）から平成17年 8月15日（月）まで
ただし、土、日、祝日は除きます。

(3) 時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(4) 提出期限

平成17年 8月15日（月）午後 5時15分必着（郵送可）

11 提出書類

(1) 名古屋市鯉城学園指定管理者指定申請書

(2) 併せて提出する書類

ア 事業計画書

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）

ウ 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの（役員名簿、直近年度の貸借対照表・財産目録及び収支計算書等。法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）

エ 指定管理者の指定を受けようとする者の地域活動の現況及び社会的活動への寄与がわかるもの

オ 指定管理者の指定を受けようとする者の教育的な事業の実績がわかるもの

12 提出書類の調製

(1) 提出部数

2部（うち 1部はクリップ止めとし、製本しないで提出してください。）

(2) その他

ア 提出書類の大きさは、原則として日本工業規格A 4としてください。

イ 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 応募後に辞退をする場合は、書面にてお申し出ください。

オ 提出した書類の変更は、提出期限後はできません。

13 現地説明会

管理業務の内容等についての説明会を、次のとおり鯉城学園で開催しますので必ずご出席ください。

第 1回：平成17年 7月12日（火）午前10時00分から

第 2回：平成17年 7月25日（月）午前10時00分から

現地説明会に出席をする応募者は、第 1回は 7月 8日（金）、第 2回は 7月21日（木）までに「16 問い合わせ先」まで必ずご連絡ください。なお、参加人数は 1応募者につき 2名までとします。

14 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

申請に関する質問がある場合は、平成17年 7月29日（金）午後 5時15分までに郵便、ファックスまたは電子メールにより「16 問い合わせ先」までご質問ください。

(2) 質問の回答

現地説明会に参加された応募者には、ファックスまたは電子メールで回答します。

15 選定

指定管理者を選定するための調査・審議を、指定管理者選定委員会において行ないます。この委員会において、提出書類の説明をしていただくことがあります（説明の要否及び日時については別途連絡します。）。

なお、選定結果は、選定後応募者全員にお知らせします。

16 選定基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定の基準に照らし、事業計画書等の内容により、次に掲げる事項を考慮して総合的に判断をします。

- (1) 地域活動の推進に資する人材の育成及び社会的活動への参加の促進を図れること。
- (2) 教育的事業の運営が安定的にできること。

17 問い合わせ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542

ファックス番号 052-972-4147

E-mail : a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 360号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日（平成17年名古屋市告示第 205号）の一部を次のように改正します。

平成17年 7月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

開場時間の表中

「 名古屋市杉村公設市場 名古屋市北区大杉三丁目 1番10号 」	午前10時から午後 8時まで	を
「 名古屋市杉村公設市場 名古屋市北区大杉三丁目 1番10号 」	7月 1日から当分の間、開場せず	に、
「 名古屋市富田公設市場 名古屋市中川区富田町大字戸田字 西通海60番地の 1 」	午前10時から午後 7時30分まで ただし、土曜日は午前 9時30分から 午後 7時30分まで	を
「 名古屋市富田公設市場 名古屋市中川区富田町大字戸田字 西通海60番地の 1 」	7月 1日から当分の間、開場せず	に

改め、休業日の表中

「 名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64 号 」	月曜日（12月26日を除きます。）並 びに 5月 1日、 8月14日、 1月 1日、 1月 3日及び 1月 4日	を
「 名古屋市杉村公設市場 名古屋市北区大杉三丁目 1番10号 」	日曜日並びに 8月15日、 8月16日、 1月 2日及び 1月 3日	
「 名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64 号 」	月曜日（12月26日を除きます。）並 びに 5月 1日、 8月14日、 1月 1日、 1月 3日及び 1月 4日	に、

名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日（12月25日を除きます。）並びに 5月 4日、 5月 5日、 7月18日、 8月15日、 8月16日、 9月19日、10月10日、11月23日、12月23日及び 1月 2日から 1月 4日まで	を
名古屋市富田公設市場 名古屋市中川区富田町大字戸田字西通海60番地の 1	第二、第四日曜日（12月25日を除きます。）並びに 8月15日、 8月16日及び 1月 1日から 1月 3日まで	

名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日（12月25日を除きます。）並びに 5月 4日、 5月 5日、 7月18日、 8月15日、 8月16日、 9月19日、10月10日、11月23日、12月23日及び 1月 2日から 1月 4日まで	に
-------------------------------	--	---

改める。

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市選挙管理委員会告示第 27 号

農業委員会委員選挙における不在者投票において選挙の期日の告示
の日前に郵便等をもって投票用紙等を発送する日について

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78条）第 6条において準用
する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第 1項及び第59条の 4第 4
項の規定に基づき、選挙の期日の告示の日前に郵便等をもって投票用紙及び投票
用封筒を発送する日を次のとおり定める。

なお、昭和62年名古屋市選挙管理委員会告示第20号（農業委員会委員選挙にお
ける不在者投票用紙等の郵送送付日）は、廃止する。

平成 17 年 7 月 1 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 藤 田 和 三

選挙の期日の告示の日の前日とする。

名古屋市選挙管理委員会事務局

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 6 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 瀧 川 治 男

名古屋市人事委員会規則第 7 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 段階別職位表 8 医事職の表部長段階の項中「北保健所長」を削る。

別表第 3 附表 1 学歴区分表大学卒の部修士課程修了の項の次に

「

専門職学

」

位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
-------	--------------------------

を加え、

同部大学 4 卒の項中 20 を 21 とし、5 から 19 を 1 ずつ繰り下げ、4 の次に「 5

国立看護大学校看護学部の卒業者」を加え、同表高校卒の部高校 3 卒の項 3 中「大学入学資格検定規程」を「高等学校卒業程度認定試験規則」に改め、「大学入学資格検定の合格者」を「高等学校卒業程度認定試験の合格者（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定の合格者を含む。）」に改め、同表備考

4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として「本表大学卒の部専門職学位課程修了の項中の「専門職大学院専門職学位課程」とは、学校教育法第65条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。」を加える。

別表第3附表2修学年数表大学卒の部修士課程修了の項の次に

専門職学

位課程修了	18年
-------	-----

を加える。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程及び名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

平成17年 6 月28日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

(名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3事業執行関係の表中

53			下水道事業に係る統括副電気主任技術者及び副電気主任技術者の任免に関する事。ただし、総務課長に合議しなければならない。（建設部施設課長）
----	--	--	---

を

53	削除		
----	----	--	--

に改める。

(名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（平成17年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第4条第1項第8号」の次に「に規定する作業に従事した職

員」を加え、「作業又は」を削り、「消防法（昭和23年法律第186号）第13条第1項の規定に基づき危険物保安監督者に選任された者を除く」を「ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第24条の規定に基づきボイラー取扱作業主任者に選任された者に限る」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年7月1日から施行する。
（名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正）
- 2 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「同項第1号」の次に「又は第10号」を加え、同条第4項中「第1項第1号」の次に「又は第10号」を加える。
- 3 前項の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程第4条第3項及び第4項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第18号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成17年 6 月28日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

第28条の2を第28条の3とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（法律等で定める職務を行う職員の昇給期間の調整）

第28条の2 次の各号のいずれかに掲げる職務を命ぜられた職員（基準条例第3条の2の規定により管理職手当の支給を受ける職員を除く。次項において同じ。）の当該職務を命ぜられた日以後における最初の昇給は、昇給に必要とする所定の昇給期間を3月短縮して行う。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項若しくは第2項の規定に基づき選任された主任技術者の職務又は名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第41号）第2条第2号若しくは第3号に規定する者の職務
 - (2) 名古屋市上下水道局が所有、管理又は占有する危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第31条の2に規定する製造所等における消防法（昭和23年法律第186号）第13条第1項の規定に基づき選任された危険物保安監督者の同項に規定する職務
 - (3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第34条の規定に基づき選任された放射線取扱主任者の職務
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4の規定に基づき工事監理技術者（同条に規定する工事の設計又は工事監理を行う者をいう。）として選任された建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項に規定する免許を有する者をいう。）が行う職務
 - (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第1項の規定に基づき選任された技術管理者が行う同項に規定する職務
 - (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条第1項の規定に基づき選任された建築物環境衛生管理技術者が行う同条第2項に規定する職務
- 2 前項各号のいずれかに掲げる職務を命ぜられた職員のうち、異動等により当該職務を命ぜられることがなくなった者の当該職務を命ぜられなくなった

日以後（同項の規定に基づき昇給期間を短縮する前に当該職務を命ぜられなくなった場合は昇給期間を短縮した後）における最初の昇給は、昇給に必要とする所定の昇給期間を3月延伸させる。

附 則

- 1 この規程は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程第28条の2第1項各号に規定する職務を命ぜられている職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該職務を命ぜられた日」とあるのは「平成17年7月1日」とする。

名古屋市交通局管理規程第 33 号

高速電車事故報告手続規程(昭和 32 年名古屋市交通局管理規程第 22 号)の一部を次のように改正する。

平成 17 年 7 月 1 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

第 2 条第 9 号中「、列車又は車両が停止の信号を冒進したとき及び自動列車停止機によって列車が停止したとき」を「及び列車又は車両が停止の信号を冒進したとき」に改め、同条第 18 号を次のように改める。

(18) 保安装置故障

信号装置、連動装置、転てつ装置、閉そく装置及び自動列車制御装置に故障を生じ、運転に支障を生じたとき。

第 3 条第 1 項中「関係駅務区長又は」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

平成 17 年監査公表第 7 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 17 年 6 月 29 日

名古屋市監査委員	齊 藤	実
同	吉 田	隆 一
同	加 藤	雄 也
同	下 川	利 郎

平成 17 年監査報告第 1 号関係分（平成 17 年 4 月 30 日現在の措置状況）

緑政土木局

1 路面切削で発生する瓦礫を運搬する単価について検討すべきもの （指摘事項）

舗装道路の路面切削で発生する瓦礫を運搬する単価については、土木工事積算基準に基づく単価と局独自の単価が存在していた。これら二つの異なる単価は適用方法を明確にしておらず、並存することで積算に混乱をきたすおそれがあることから、合理的な単価に統一するよう検討されたい。

（措置状況）

平成 16 年 10 月 1 日付「単価改訂」において、土木工事積算基準に基づく単価に統一するとともに、関係各課・室・公所に周知し、説明会にて実施の徹底を図った。

平成17年度排水設備工事責任技術者更新講習公告

平成17年度排水設備工事責任技術者更新講習を次のように実施するので、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第22条第2項の規定により公告する。

平成17年 6 月28日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 講習の日時

- (1) 平成17年12月 7 日（水） 午後 1 時30分から午後 3 時30分まで（尾張地区にお住まいの方）
- (2) 平成17年12月14日（水） 午後 1 時30分から午後 3 時30分まで（三河地区にお住まいの方）

2 講習の場所

- (1) 名古屋港湾会館 名古屋市港区入船二丁目 1 番17号
- (2) 岡崎市シビックセンター 岡崎市羽根町字貴登野15番地

3 付与資格

この講習の修了者は、責任技術者として登録申請することができる資格の有効期間を、平成23年 3 月31日まで更新できます。また、この講習を受講されない場合、登録資格は失効となります。

4 更新対象者

平成12年度責任技術者試験合格者

5 申込用紙の送付

平成17年 7 月下旬頃該当者に直接送付します。

6 申込みの受付期間

- (1) 受付期間 平成17年 9 月 1 日（木）から平成17年 9 月30日（金）まで
- (2) 受付方法 郵送にて受付

7 講習の実施機関

社団法人日本下水道協会愛知県支部

8 問い合わせ先

社団法人日本下水道協会愛知県支部（名古屋市上下水道局給排水設備課内）

電話(052)972-3736、FAX(052)972-3677

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年 6月30日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番 外 7筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

小売業者	代表者の氏名	
	変更前	変更後
(株)中部近鉄百貨店	代表取締役 石田 馨	代表取締役 西川 邦夫

3 変更の日

平成17年 5月19日

4 変更した理由

代表取締役交代のため

5 届出の日

平成17年 6月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年 6月30日から平成17年10月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を

設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成17年10月31日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年 6月30日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋港ショッピングモール

名古屋市港区一洲町 1番の 3

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	(株)プラグシティー	代表取締役 土屋 嘉雄	群馬県伊勢崎市下道寺町 510番地	—	—	—
2	—	—	—	スナップ販売(株)	代表取締役 本田 進	千葉市美浜区中瀬二丁目 6番地
3	—	—	—	テレコム三洋(株)	代表取締役 小酒井 桂一	大阪市北区西天満五丁目 9番 3
4	—	—	—	(株)メガネスーパー	代表取締役 田中 由子	神奈川県小田原市本町四丁目 2番 39号
5	—	—	—	岩田食品(株)	代表取締役 岩田 功	愛知県一宮市萩原町松山 566-8

6	—	—	—	(株)デリカスイト	代表取締役 堀 富士夫	岐阜県大垣市築捨町五丁目77番地
7	—	—	—	(株)ベル・シヤポー	代表取締役 近森 俊彦	名古屋市中区大須二丁目16番26号
8	—	—	—	磯田園製茶(株)	代表取締役 磯田 義人	愛知県田原市柳町28番1号

3 変更の日

平成17年 2月26日

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、営業を辞退したため。
(2) No. 2からNo. 8までの小売業者については、入店のため。

5 届出の日

平成17年 4月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年 6月30日から平成17年10月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成17年10月31日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年 6月30日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名古屋港ショッピングモール
名古屋市港区一州町 1番の 3

2 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積	
	変更前	変更後
カインズ棟南側荷さばき施設No. 1	140㎡	56㎡
カインズ棟東側荷さばき施設No. 2	325㎡	変更なし
カインズ棟北側荷さばき施設No. 3	140㎡	変更なし
アルペン棟西側荷さばき施設No. 4	54㎡	変更なし
カインズ棟南側荷さばき施設No. 5	—	211㎡
合計	659㎡	786㎡

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(2) 廃棄物等の保管場所の位置及び容量

廃棄物等の保管場所の位置	容量	
	変更前	変更後
カインズ棟南側廃棄物保管庫No. 1	41.0㎡ ³	32.9㎡ ³
カインズ棟南側再利用対象物保管庫No. 2	50.2㎡ ³	32.7㎡ ³
カインズ棟東側再利用対象物保管庫No. 3	45.0㎡ ³	変更なし
カインズ棟東側廃棄物保管庫No. 4	12.4㎡ ³	変更なし
カインズ棟東側再利用対象物保管庫No. 5	18.0㎡ ³	変更なし
カインズ棟北側廃棄物保管庫No. 6	13.4㎡ ³	変更なし
カインズ棟北側再利用対象物保管庫No. 7	6.8㎡ ³	変更なし
カインズ棟西側廃棄物保管庫No. 8	20.1㎡ ³	変更なし
カインズ棟西側再利用対象物保管庫No. 9	20.3㎡ ³	変更なし
合計	227.2㎡ ³	201.6㎡ ³

廃棄物等の保管場所の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成17年12月26日

4 変更しようとする理由

- (1) 荷さばき施設については、No. 1は面積の変更、No. 5は新設のため。
- (2) 廃棄物等の保管施設については、No. 1及びNo. 2は位置及び容量の変更、No. 3は位置の変更のため。

5 届出の日

平成17年 4月25日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年 6月30日から平成17年10月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成17年10月31日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成 17 年 6 月 29 日懲戒処分に付した。

平成 17 年 6 月 29 日

名古屋市長 松 原 武 久

所属及び補職	処 分 の 内 容	処 分 理 由
中村区主事	免職	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号
環境局技士	停職 1 月	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号